

## 豊能・三島地区薬薬連携協議会規約

令和3年6月1日制定

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、豊能・三島地区薬薬連携協議会（以下「協議会」という。）  
という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を（一社）池田市薬剤師会内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、豊能・三島二次医療圏に所在する医療機関及び薬局の薬剤師が各々の専門性に基づき連携し、薬物治療管理にかかる諸問題の改善を図るとともに、持続的かつ効率的な医療の提供及び医薬品安全使用を推進することを目的とする。なお、直近の課題として、医療機関と薬剤師会が事前に合意した、現在複数存在するプロトコルを共通化し、運用することで、薬局薬剤師による変更調剤にかかる疑義を解消させ、照会とそれに起因する労務負担軽減、患者の利便性向上、薬局薬剤師の専門性に基づいた薬学的管理の質の向上を図る。

### 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 協議会の構成員は別紙のとおりとする。

2 協議会には構成員の他、必要に応じてオブザーバーを招集することができる。

### 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に、代表1名、副代表2名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表及び副代表は豊能・三島地区に存在する病院及び薬剤師会所属薬局、行政から選出し、構成員の互選により選任するものとする。

3 代表は、この協議会を代表し、協議会の業務を統括する。

4 副代表は、所属団体の意見を集約したうえで代表を補佐し、代表に事故があった時又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。なお、その重任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### 第4章 協議会

(協議会の開催)

第7条 協議会は、代表が毎年度1回以上開催し、代表がその議長となる。

2 臨時協議会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に協議会を招集しなければならない。

4 協議会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(協議会の権能)

第8条 協議会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 本活動に関する活動計画の設定又は変更に関すること。

二 協議会規約の制定及び改廃に関すること。

三 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 協議会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 協議会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 協議会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として協議会の議決に加わることができない。

5 協議会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、協議会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 協議会規約の改正

二 協議会の廃止

三 構成員の除名

四 役員解任

第5章 協議会規約の変更

(規約の変更)

第 11 条 この規約を変更した場合は、全構成員に報告をしなければならない。ただし、所属機関を通じて報告することも可とする。

## 第 6 章 雑則

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。